

重点 1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

その機構を解明し、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

■ 1 - 1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進(富士山観光振興グ

ループ)

日本の象徴である富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録されました。この美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

県は、平成8年の富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

富士山憲章は、富士山を美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、

- 自然を守り、文化を育むこと
- 自然と人との共生を図ること
- 環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

また、県は、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。富士山の日は、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。

山梨県富士山の日条例

(目的)

第1条 日本象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。

(富士山の日)

第2条 富士山の日は、2月23日とする。

(県の責務)

第3条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日趣旨にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。

(県民の協力)

第4条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

です。

令和6年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

(1) 環境保全意識の啓発（富士山世界遺産センター）

日本の象徴であり、世界文化遺産にもなった富士山の環境保全意識を高めるため、富士山の日や各種キャンペーンにおいて、富士山憲章や富士山の日制定の趣旨について普及啓発活動を行いました。

○富士山の日関連イベント等の実施

・関連イベントの開催

富士山の日趣旨にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR

(2) 富士山憲章推進会議（富士山世界遺産センター）

「富士山憲章推進会議」＝山梨・静岡両県、国、地元市町村で構成

・会議開催（7月） ※書面決議にて開催

国（環境省、林野庁、国土交通省）、県、市町村等の富士山環境保全対策等について

・富士山憲章国道清掃キャンペーン

10月19日国道139号（富岳風穴付近）において、清掃活動を静岡県と同時開催。富士山憲章入りの啓発物品を参加者へ配布。56名参加。180 k g のゴミを回収。

(3) 富士山憲章山梨県推進会議（富士山ボランティアセンター）の活動（富士山世界遺産センター）

「富士山憲章山梨県推進会議」＝県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表で構成

・幹事会開催（5月23日）

令和5年度事業報告および決算、令和6年度事業計画および予算について

・環境保全に関する情報の受発信（ニュースレターの発行、メルマガの配信等）

・富士山美化啓発キャンペーン（8月2日参加者14名、8月9日参加者13名、8月23日参加者10名、※台風の影響により16日、30日は中止）

・富士山エコトレッキング（7月20日参加者20名、9月29日参加者21名）

・富士山環境学習支援プログラムの実施

富士山世界遺産センターでの「環境学習会」：16件、395名

学校等への「出張講座」：40件、2,030名

よろず相談等の「その他の支援活動」：20件、429名

・第22回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集

応募総数944点。県内外にて入賞・入選作品展を実施。

・富士山レンジャー写真展を県内外12箇所にて実施

(4) 富士山レンジャーの設置（富士山世界遺産センター）

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員（会計年度任用職員）として「富士山レンジャー」を設置（全国公募により採用）。

・平成17年6月1日付けで2名採用

・平成17年7月1日活動開始

・平成20年4月1日付けで2名増員し、4名体制とした。

・平成26年4月1日付けで3名増員し、7名体制とした。

・令和7年4月1日から定員1名増員し、8名体制とした。また、今後は段階的に「任期付き正規職員（3年間）」として採用予定。

(5) 富士山における利用者負担制度について（富士山観光振興グループ）

令和6年度から富士山吉田口の登下山道を利用される登山者の方から、登下山道の使用料（通行料）の徴収を始めました。徴収した使用料は富士登山の安全確保や環境保全のための事業に充てています。

なお、平成26年から開始した任意にて協力していただく「富士山保全協力金」も併せて実施しました。（基本1,000円）

○制度概要〔使用料〕

- ・金額 2,000円（障害者等は免除）
- ・実施期間 登山道開通期間
- ・支払方法 現地窓口（受付場所：富士スバルライン五合目等）、通行予約システム
- ・使途 富士山の環境保全に関する事業（トイレの維持管理等）、登山者の安全確保に関する事業（救護所の拡充等）、登下山道の利用の適正化に資する事業

○実績（令和6年度）〔使用料〕

令和6年度 徴収者数 148,913人 徴収額 297,826千円

(6) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(富士山世界遺産センター)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、①ガイドラインの遵守、②新規参入事業者等への周知徹底、③現地検証、④ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

・1回開催（令和6年12月11日 情報交換 他）

(7) 富士スバルラインのマイカー規制について（富士山観光振興グループ、道路整備課）

富士山北麓の自然環境を保全するとともに、交通渋滞の解消による持続可能な観光振興の推進を図るため、平成6年度からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、令和6年度は7月5日（金）から9月10日（火）までの連続68日間実施しました。

(8) 富士五湖の静穏の保全（大気水質保全課）

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。

条例の施行から25年目となる平成25年6月には、富士山が世界遺産に登録されました。その登録に先立ち、イコモス（世界遺産委員会の諮問を受けて世界遺産の登録に関する答申等を行う国際的な非政府組織）から、「富士五湖においては相当な数量の動力船及びジェットスキーが湖の平穏な環境を阻害している」との勧告があったことや、地元自治体などからも制度改正の要望があったことを受け、平成26年3月に条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用をより一層推進していくこととしました。

この条例は、次の5つの柱で構成されています。

①航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間（午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで）に航行してはならないこと（ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く）。
②船舶の届出	富士五湖（西湖・本栖湖を除く）に船舶を乗入れようとする所有者は、騒音防止方法（対策）等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、船舶の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
③規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準（航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル）を超えてはならないこと。
④航行の届出	富士五湖（西湖・本栖湖を除く）に船舶を乗入れようとする所有者は、乗入れる湖、時期、日数等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、乗入れる年度毎に、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、航行の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
⑤富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

※本栖湖・西湖は全域が自然公園法の規定による乗入れ規制地区に指定されており、許可船を除き、動力船の乗入れできません

船舶の届出状況（届出市町村別・令和6年度届出分）

船舶種別	届出者住所		受付町村		総計
			山中湖村	富士河口湖町	
モーターボート	県内	受付町村に居住	2	6	8
		上記以外	1	5	6
	県外		20	48	68
	小計		23	59	82
水上オートバイ	県内	受付町村に居住	2	1	3
		上記以外	11	2	13
	県外		227	89	316
	小計		240	92	332
合計	県内	受付町村に居住	4	7	11
		上記以外	12	7	19
	県外		247	137	384
	小計		263	151	414

条例の一部改正（H26.8.1 施行）により、西湖・本栖湖が届出対象から除外されたため、区分は次のとおり。

- ・山中湖村：山中湖
- ・富士河口湖町：河口湖、精進湖

（9）富士山の総合保全対策に関する研究（富士山科学研究所）

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われていています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査することにより、富士山の特異で貴重な自然環境の動態とその機構を解明し、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

富士山科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、令和6年度に実施した研究は次のとおりです。

課題研究	富士北麓地域における侵略的外来植物の防除支援システムの開発と社会実装に向けた研究	R5～R7
	富士北麓の採取文化が維持されてきた社会的背景に関する研究	R5～R7
	富士山麓の二次草原における鳥類の分布と捕食者の影響評価	R6～R8
	富士山における落石事象の現地観測技術の開発と落下過程の解析	R5～R7
	富士山の最近 5,600 年間の主要テフラ層序に関する研究	R5～R7
	富士山のマグマ供給系解明に向けた基礎研究	R4～R6
	自然災害にかかる継続的な学校防災計画改善に関する研究	R5～R7
	富士山噴火時の適切な避難行動に資する過去の災害事例の時系列分析	R6～R8
成長戦略研究	富士山の野生動物管理に向けた生態観測ネットワークの開発	R4～R6
	富士山高山帯に生息するニホンジカの行動特性の解明	R6～R8
	登山道安全管理を目的とした情報共有コンテンツ開発に関する研究	R6～R8
	富士山の山岳ハザード検知のための空振観測研究	R5～R7
	深部低周波地震を用いた火山防災体制構築のための研究	R6～R8
特別研究	河口湖の水質浄化のための基礎的研究	R3～R6
	効果的な火山防災マップのあり方に関する研究	R5～R7
総理研究	マルチモーダル観測を用いた侵略的外来種のモニタリングシステムの開発	R6～R8
	富士山噴火の減災に資する実験教材の開発	R4～R6

(10) 富士山包括的保存管理計画（富士山観光振興グループ）

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこからの展望景観の範囲（以下「資産」といいます。）により構成されています。これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持っています。

このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持との融合を図る「ひとつ（一体）の文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めることが必要です。

そのため県は、静岡県、関係市町村及び国等とともに、資産並びにその周辺環境を対象として、平成28年1月に既存の包括的保存管理計画を改定し、保存管理・保全のための事業に取り組んでいます。

■ 1 - 2 優れた景観の保全

(1) 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例（富士山観光振興グループ）

世界遺産富士山を後世に引き継ぎ、富士北麓地域が国際観光地として発展を続けるためには富士山の美しい景観と調和のとれた開発を実現することが必要であり、そのためには工作物の新設等の事業を実施しようとする者が事業の初期段階から景観に配慮した事業計画を策定し、実施していくことが極めて重要になります。

このことから、平成 27 年 12 月県議会において「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例」を制定し、一定規模以上の事業・開発行為については、その事業が景観に与える影響を事前に予測・評価した上で、景観への影響に配慮することとしました。

(2) 森林景観形成・修景（県有林課）

本県の美しい自然景観は、重要な観光資源として多くの方々に親しまれています。しかし、樹木の生長により眺望が妨げられ、整備が必要となっている場所も見受けられます。

そのため、富士山周辺をはじめとする森林・山岳観光エリアでは森林景観の形成や修景を目的とした眺望伐採や森林整備等を行い、登山者や旅行者等に親しまれる美しい森林景観づくりを推進しています。

(3) 屋外広告物の規制（景観まちづくり室）

富士五湖など世界文化遺産構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について、富士山周辺地域のすばらしい景観を守り育むため、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 月 15 日までに、幹線道路の沿道など 9 地区を「景観保全型広告規制地区」に指定しました。これにより、規制を強化し、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めています。

■ 1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進

富士山の景観保全のため、令和6年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策（富士山観光振興グループ、富士山世界遺産センター）

①富士山クリーン作戦の実施（（公財）富士山をきれいにする会、昭和37年～）

- ・8月3日実施、950名参加、収集量70kg
- ・9月13日実施、300名参加、収集量70kg

②山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会（山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～）

- ・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

③山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、53団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。（平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称）
- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・冬タイヤへの換装を行う時季に自動車関連団体等の協力を得て、道の駅富士吉田で不法投棄防止啓発キャンペーンを実施（11月9日）
- ・ネットワーク会議の開催（3月）※雪により中止、書面決議にて開催

(2) その他の事業（富士山観光振興グループ）

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

○富士山美化清掃活動への助成

- ・（公財）富士山をきれいにする会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

○富士山吉田口下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

(3) 富士山クリーンアップ事業（産業廃棄物撤去支援事業）の実施（環境整備課）

富士山麓の不法投棄物の一掃を目指し、NPOが行政、業界団体等と協働して実施する産業廃棄物の撤去活動を支援しています。令和6年度には、山梨県富士山クリーンアップ事業費補助金（環境整備課）を活用して、富士山麓において建設廃材等の撤去活動を計4回実施し、延べ87名のボランティアの方々の御協力により、建設廃材等約1.2 tを撤去及び処分することができました。

■ 1 - 4 オーバーツーリズム対策の推進

(1) 富士山新交通システムの導入検討（山梨・富士山未来課）

多数の自動車や来訪者による環境負荷などの問題が指摘される中、来訪者コントロールの観点から、富士スバルラインにおける交通体系のあり方について検討を進めています。

令和6年度には、次のとおり、住民対話や調査検討を行い、整備方針について、富士山登山鉄道構想における従来のLRT（次世代型路面電車）から、「(仮称)富士トラム」に転換しました。

富士トラムは、磁気マーカ等で誘導されゴムタイヤで走行する新モビリティです。磁気マーカ等を軌道とみなすことで一般車両の通行を制限し、来訪者をコントロールすることができます。また、LRTのようなレールが不要であるため大規模開発を伴いません。そのため県では、オーバーツーリズム対策と良好な環境保全の双方に資するものとして、導入に向けた各種調査や検討を進めています。

①LRTに関する住民との対話

- ・6～7月に、担当職員による少人数の座談会形式の意見交換会を14回開催し、54名参加。
- ・7～10月に、担当職員によるオーダーメイド型の意見交換会を5回開催し、55名参加。
- ・11月に、構想に反対する3団体の代表者から知事が意見を伺う会を開催し、来訪者コントロールは必要、LRTの整備に反対する理由は、鉄路敷設に係る初期投資が過大であり自然破壊が避けられないこと、代替案としてはEVバスが最適だが、環境負荷が少なければ他の方法でもよい等の見解を確認。

②富士トラムへの方針転換

- ・11月に、住民等の懸念を受け入れ、LRTを断念し「(仮称)富士トラム」に方針を転換することを発表。
- ・併せて、富士トラムにより富士山とリニア山梨県駅を接続し、同駅を富士山の玄関口とすることでリニアの停車本数を増加させ、同駅をハブに県内各地へ延伸することにより県内二次交通網の抜本的高度化を図る「富士トラムネットワーク構想」を発表。

③富士トラムに関する住民との対話

- ・12～2月に、担当職員によるオーダーメイド型の意見交換会を4回開催し、41名参加。
- ・12月以降、知事による富士トラムネットワーク構想の住民説明会を10回開催し、3,180名参加。

④富士トラムの詳細な調査を実施

- ・全ての交通システムを比較検討し、富士山においては磁気マーカ誘導方式の富士トラムが優位であることを確認。

- ・富士トラムを構成する要素技術や効果的な動力源、コストを調査。

(2) 登山道の規制（富士山観光振興グループ）

富士山に国内外から多くの登山者が訪れ安全に登山ができる環境が危ぶまれる中、弾丸登山の防止と登山道の混雑緩和を図るため、令和6年度の開山期間中から登山規制を行いました。

- ・人数制限 4,000人/日（山小屋宿泊者は除く）
- ・吉田口五合目ゲート通行可能時間 午前3時～午後4時（山小屋宿泊者は除く）

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

■ 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

森林は、水源涵養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。本県は、県土の約78%（約35万ha）を森林が占め、県民1人当たりの森林面積が国民1人当たりの森林面積の約2倍と、豊富な森林資源を有しているため、この多面的機能の効果を十分に享受することができ、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、健やかで潤いのある生活環境が創出されています。今後も、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の適正な維持・管理を計画的に図るとともに、都市部での緑化を推進していく必要があります。

1 森林区分に応じた森林整備（森林整備課）

森林の有する「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」「木材等生産機能」などの多面的機能を高度に発揮するため、適切な森林整備を推進します。

2 間伐等の促進（森林整備課）

県土の保全、水資源の涵養、保健・文化・教育的利用、生物の多様性の維持保全、地球温暖化防止などの、県民の森林の役割に対する期待に応えるため、間伐等の森林整備を推進しています。

本県の森林のうち、約44%（約15万ha）が人工林であり、そのうち、16～60年生の森林が約52%（約8万ha）を占め、森林の公益的機能の維持や地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として、積極的な森林整備の推進が必要となっています。

こうした中、令和3年度に一部改正された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、県では令和3年5月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を策定するとともに、市町村ではこれに即した「市町村特定間伐等促進計画」を策定し、県、市町村、森林組合、林業事業者、森林所有者等の連携により、各種補助事業を積極的に活用した間伐等の森林整備の推進を図っています。

間伐等の計画と実績

(ha)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
計画	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	68,000
実績	6,325	6,625	6,684	6,601							26,235

3 県有林間伐材の利用促進（県有林課）

県土の約35%を占める県有林では、県土の保全や水源の涵養等の公益的機能の発揮と林産物の持続的な供給を図ることとしています。スギやヒノキ、カラマツ等の人工林は、間伐を行うことで明るく健全な森林として管理する必要がある、林道や作業道等の路網を整備することにより、伐採した間伐材を効率的に市場へ搬出し、利用促進にも取り組むこととしています。

県有林の搬出間伐実施量

単位：面積＝ha、材積(立木)＝m³

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面 積	146	132	120	49	33
材 積	8,655	7,748	8,095	2,255	1,856

■ 2－2 森林環境教育の推進

1 森林総合研究所の森林教育等

(1) 森の教室（森林総合研究所）

展示室、工作室、図書コーナーなどの施設や森林科学講座、体験学習、木工教室などの各種イベントの開催により森林、林業について幅広い普及啓発を行っています。令和6年度の来館者数は4,417人であり、実施したイベントの実績は次のとおりです。

教科	内容	講師	実施日	参加者数	
やさしい森の科学講座	山菜・野草の楽しみ方	森林総合研究所 戸沢専門員	R6.5.11	21	
	森の昆虫教室	森林総合研究所 大澤専門員	R6.7.13	27	
	枝打ち体験とバウムクーヘン作り教室	つむぐ代表理事 村山 敬洋	R6.9.28	26	
	天然キノコの見分け方教室	きのご研究家 柴田 尚	R6.10.5	11	
	ヒラタケの植菌体験教室	森林総合研究所 戸沢専門員	R7.2.1	18	
	シイタケの植菌体験教室	森林総合研究所 戸沢専門員	R7.2.22	24	
	間伐体験と間伐材を使った工作	つむぐ代表理事 村山 敬洋	R7.3.1	7	
観察会	春の野山を歩こう	森林総合研究所 長池特別研究員	R6.4.20	8	
	紅葉狩りをしながら裏山を歩こう	森林総合研究所 長谷川研究員	R6.11.9	5	
森林環境教育講座	森のコンサート	シタール演奏家 伊藤礼ほか	R6.11.24	112	
	ヒノキの丸太からカゴを作ろう	森の教室 外崎職員	R6.7.6	8	
	森は大事なエネルギー	森林総合研究所 小澤主幹研究員	R7.1.11	2	
木工、クラフト教室	火をおこしてみよう	森林総合研究所 大地研究員	R6.12.7	13	
	草木染めを楽しもう	やまなし文化学習協会 雨宮加代子	R6.5.25	13	
	ヒノキの小物ラック作り	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R6.6.29	27	
	森の万華鏡作り	森の教室職員	R6.7.20～8.31	38	
	ふみ台作り	森の教室職員	R6.7.20～8.31	57	
	バードコール作り	森の教室職員	R6.7.20～8.31	27	
	ヒノキのピンボール作り	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R6.8.11	16	
	森のコビト作り	森林工房セプリ舎 佐久間雅哉	R6.8.3	2	
	ヒノキのティッシュケース作り	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R6.9.14	12	
	クラフト体験	森林総研職員、森の教室職員	R6.10.19	116	
	野草茶を楽しもう	つむぐ代表理事 村山 敬洋	R6.6.8	21	
	ウッドガストロブを作ろう	県地球温暖化防止活動推進員 深沢修	R6.10.26	14	
	つるを編む	森の教室 外崎職員	R6.11.2	13	
	クリスマスリース作り	森の教室 外崎職員	R6.11.23	28	
	ミニ門松作り	森の教室 外崎職員	R6.12.14	16	
	ヒノキのご板を作ろう	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R7.1.25	2	
	小枝で遊ぼう・壁掛け編	森の教室職員	通年	419	
	電動糸ノコで型抜き工作	森の教室職員	通年	203	
				合計	1,306

(2) 森林環境教育に関する研修（森林総合研究所）

森林環境教育の指導者を育成するため、教員を対象とした教員指導者養成研修を実施しています。

令和6年度の実績は次のとおりです。

研修名	内容	実施日	受講者数
教員指導者養成研修 やまなしの森を学ぶ研修会Ⅰ（県産木材の利用と木工体験）	「森林・林業と県産木材利用の現状と課題」 「木工体験 県産目代を利用したスツールの制作」ほか	R6.7.31	16
教員指導者養成研修 やまなしの森を学ぶ研修会Ⅱ（間伐作業・森林体験と自然素材を活用した木工）	「森林・林業の現状と課題」 「森林体験とネイチャーゲーム」ほか	R6.8.7	16
計			32

(3) 附属機関の活動（八ヶ岳薬用植物園）（森林総合研究所）

ハーブなどの薬用植物や特用林産物の利用及び栽培方法を研究し、普及指導を行っています。

令和6年度の来園者は10,410人でした。なお、実施した研修実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
野草利用	山菜教室	森林総合研究所 戸沢一宏専門員	R6. 5. 21	20
野草利用	作ってみよう健康茶	薬剤師 須藤はじめ	R6. 5. 25	20
ハーブ利用	ハーブを育て利用しよう	ハーブ研究家 輿石睦子	R6. 6. 1	20
ハーブ利用	料理に使うハーブ調味料	ハーブ研究家 輿石睦子	R6. 7. 6	20
木工教室	木工作を通じて広葉樹の特徴を知ろう！	森林総合研究所 鈴木泰仁主任技能員	R6. 7. 28	12
野草利用	紙をすいてみよう	製紙業 笠井伸二	R6. 8. 3	25
きのこ利用	野生きのこ教室	きのこ専門家 柴田尚	R6. 9. 21	20
草木利用	ミニ門松作り	森林総合研究所 戸沢一宏専門員	R6. 12. 21	12
草木利用	自然素材で飾り炭作り	峡北森林組合 神田一也	R6. 12. 7	20
きのこ利用	きのこ栽培教室	森林総合研究所 戸沢一宏専門員	R7. 3. 8	30
合計				199

■ 2 - 3 緑化の推進

1 県民緑化まつりの開催（森林整備課）

県土の約8割を覆う森林は、木材を生産するだけでなく、きれいな水を供給し、土砂災害や地球温暖化を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。この貴重な財産を次世代の子供たちにつないでいくため、県民参加の植樹活動を行うことにより、本県の森林や森づくり活動について関心を持っていただくことを目的に、毎年県土緑化強調期間（4～5月）中に県民緑化まつりを開催し、記念式典及び植樹を実施しています。

《令和6年度県民緑化まつり》

式典会場 御坂路さくら公園

植樹会場 御坂路さくら公園

2 緑の学習の推進（森林整備課）

緑をつくり、いかし、まもるためには、県民に広く緑の大切さや重要性について理解していただくとともに、社会全体で緑を支えていただくための相互協力が不可欠です。

そのため、多くの県民が主体的に緑づくりに取り組む意識が醸成されるよう、「緑の普及啓発事業」として緑の学習の推進を展開しています。

令和6年度は、県内各地の施設を利用した緑に関する



緑の教室

様々な講座「緑の教室」や県内の巨樹・名木を巡り、その価値・保全・活用等を学ぶ「巨樹・名木講座」、地域の緑化推進及び樹木の診断を行う者を養成するための「緑サポーター養成講座」、都市緑化推進のための「特別講座」を実施した。（受講者：1,595人）また、県民からの緑に関する相談への対応（794件）のほか、教育機関や団体での出前講座を開催した。

■ 2-4 ふれあいの機会の提供

1 森林文化の森の整備（県有林課）

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。

なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページなどを通じて情報提供を行っています。

2 森林公園の管理運営（県有林課）

気軽に森林とふれあい、自然に親しみ学ぶ場として、県民の森、武田の杜、金川の森の3つの森林公園を設置しています。これらの公園では、立地環境にあわせて、森林科学館、キャンプ場、木製大型遊具など、それぞれ特色ある施設を備え、武田の杜、金川の森において、年間約274回（令和6年度2公園計）に及ぶ体験学習教室やイベントを開催しています。な

①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

③整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域（北杜市白州町） |
| ・八ヶ岳の森 | 峡北地域（北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町） |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域（北杜市須玉町） |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域（山梨市牧丘町） |
| ・兜山の森 | 東山梨地域（笛吹市春日居町） |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域（甲州市塩山） |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域（大月市） |
| ・稲山の森 | 東八代地域（笛吹市八代町） |
| ・河口の森 | 富士北麓地域（富士河口湖町） |
| ・十谷の森 | 峡南地域（富士川町） |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域（身延町、富士河口湖町） |
| ・思親山の森 | 峡南地域（南部町） |

お、県民の森は平成29年4月から南アルプス市に施設を移譲しており、市が主体となってイベントなどを行っています。

	県民の森	武田の杜	金川の森
所在地	南アルプス市	甲府市	笛吹市
面積	953ha	2,500ha	36.2ha
開設年	昭和43年	昭和48年	平成8年
主な施設	森林科学館、林間広場、休憩舎、遊歩道他 ※H29.4.1 南アルプス市へ移譲	サービスセンター、キャンプ場、森林学習展示館、自由広場、遊歩道他	ターゲットバードゴルフ場、乗り物広場、木製遊具、芝生広場他
利用者数(R6)	54,430人	64,778人	311,200人
体験教室イベント	-	森林セラピー、さくらまつり、親子でキャンプ、保護鳥獣の親子餌やり体験、夜景鑑賞会等	ウォーキング大会、生きもの博士養成講座、夏祭り、マウンテンバイク教室、交通安全講習会等

3 「山の日」啓発活動（森林環境政策課）

山梨県では、平成9年、故郷の山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とするため、8月8日を『やまなし「山の日」』と定め、「山に親しむ」「山に学ぶ」「山と生きる」をコンセプトに県内各地で様々なイベントを実施するとともに、全国に先駆けて、山の日が祝日となるよう国や他の都道府県に働きかけを行ってきました。

こうした活動が大きな実を結び、平成28年より、8月11日が「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、祝日「山の日」となりました。県では、やまなし「山の日」から祝日「山の日」に移行し、『やまなしで過ごす「山の日」』事業として「山の日」の意義や山梨の山や森林の魅力を県内外に広く情報発信しています。

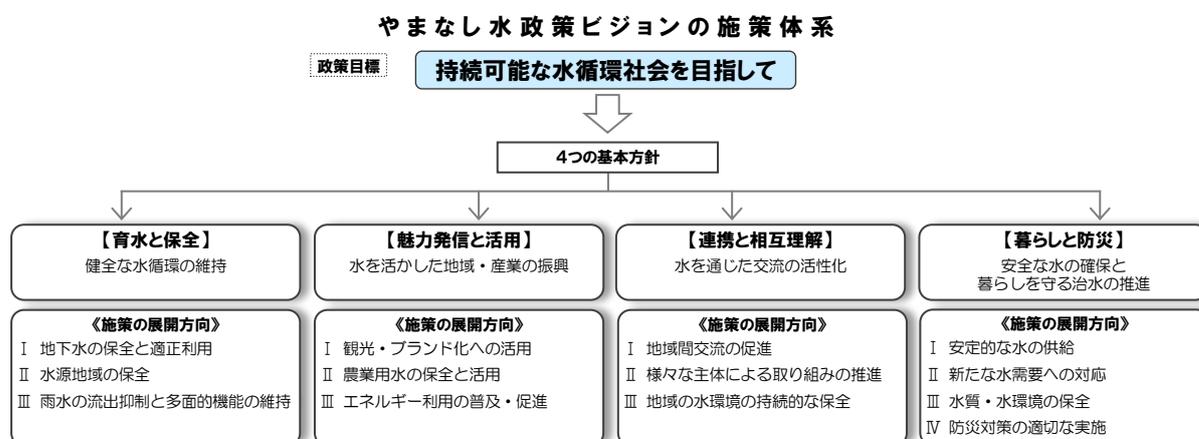
また、令和元年度には、第4回「山の日」記念全国大会を「山に親しみ 山に学び 山と生きる～持続可能な未来へ～」のテーマのもと本県で開催しました。

令和6年度は、県内各地で実施されている関連イベントと連携しつつ、記念イベントとして小中学生絵画コンクール（応募数：558点）、小檜山トレッキングツアーなどを企画・実施しました。

重点3 持続可能な水循環社会づくり

■ 3-1 健全な水循環の維持（自然共生推進課）

健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を進めています。令和6年度に実施した主な事業は、次のとおりです。なお、平成17年3月に策定した「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれています。



1 森林の整備（森林整備課、県有林課）

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等の森林整備を実施しています。なお、平成24年度から、森林環境税を活用して荒廃した民有林の整備を進めています。

2 水源地域緊急整備（治山林道課）

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源涵養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

箇所数	事業費(千円)	備 考
2	138,000	治山ダム、森林整備等

3 水需給の動態調査（用地課）

（1）調査目的

国は平成11年6月に策定した「新しい全国総合水資源計画」（ウォータープラン21）のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

（2）調査内容

全国水需給動態調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「①水需給動向調査」と、定期的実施している「②雨水・再生水利用施設実態調査」、年度ごとに設定した特定の項目について把握するため、必要に応じて実施する「③特定課題調査」から構成されています。令和5年度については、「①水需給動向調査」は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などについて、「②雨水・再生水利用施設実態調査」は、施設の規模などについて、調査を実施しました。

4 水源地域における適正な土地利用の確保（森林整備課）

本県の豊かな水資源を将来にわたって健全な状態で維持していくため、この水資源を育む森林など、水源涵養機能の高い土地の適正な利用を確保する必要があることから、平成24年12月、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域を「水源地域」として指定するとともに、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、事前に知事に届け出ることを義務付けています。

令和6年度水源地内の所有権等移転・設定届出状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

地区	件数			面積		
	(件)	所有権	賃借権等	(ha)	所有権	賃借権等
中北林務環境事務所	107	101	6	25	24	1
峡東林務環境事務所	10	2	8	5	4	1
峡南林務環境事務所	83	6	77	11	2	9
富士東部林務環境事務所	67	65	2	24	24	0.08
合計	267	174	93	65	54	11

5 地下水の保全と適正採取（大気水質保全課）

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に

防止する観点から、昭和 48 年 6 月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めていました。

平成 24 年 12 月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。

この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義務づけています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、令和 6 年度末現在、富士吉田市をはじめ 10 市町村では、独自の条例により、地下水資源の適正採取等について定めています。

県条例に基づく揚水設備(井戸)設置届出等件数

揚水設備設置届出件数(R7.3月末時点)

地 区	揚水機の吐出口の断面積	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
中北	6cm ² 超50cm ² 以下	60	12	6	7	6	9	4	5	4	8	5	2	128
	50cm ² 超	125	2	5	4	5	2	0	1	2	9	0	2	157
	合 計	185	14	11	11	11	11	4	6	6	17	5	4	285
	届出者数	74	12	8	8	5	4	4	3	5	12	3	3	141
峡東	6cm ² 超50cm ² 以下	22	2	0	5	10	6	3	3	3	2	2	0	58
	50cm ² 超	36	2	4	0	1	3	1	1	0	1	0	0	49
	合 計	58	4	4	5	11	9	4	4	3	3	2	0	107
	届出者数	21	3	1	2	9	6	2	1	2	3	2	0	52
峡南	6cm ² 超50cm ² 以下	35	2	0	2	7	7	2	0	2	1	1	1	60
	50cm ² 超	36	4	0	1	12	11	0	0	0	0	0	1	65
	合 計	71	6	0	3	19	18	2	0	2	1	1	2	125
	届出者数	25	5	0	3	5	2	2	0	1	1	1	2	47
富士・東部	6cm ² 超50cm ² 以下	54	3	5	3	6	0	0	0	0	3	0	0	74
	50cm ² 超	32	0	0	1	8	0	3	3	2	1	0	0	50
	合 計	86	3	5	4	14	0	3	3	2	4	0	0	124
	届出者数	28	3	3	3	4	1	1	3	1	3	0	0	50
合計	6cm ² 超50cm ² 以下	171	19	11	17	29	22	9	8	9	14	8	3	320
	50cm ² 超	229	8	9	6	26	16	4	5	4	11	0	3	321
	合 計	400	27	20	23	55	38	13	13	13	25	8	6	641
	届出者数	148	23	12	16	23	13	9	7	9	19	6	5	290

6 やまなし「水」ブランド戦略の推進（自然共生推進課）

豊かで良質な水を生かした本県のイメージアップ、地域・産業の活性化を図るための総合的な指針として、平成28年3月、やまなし「水」ブランド戦略を策定しました。

健全な水循環を守り育てる「育水」という考え方を基本に置き、健全で豊かな森林づくりを進め、水源涵養機能を強化するとともに、県や市町村、企業、団体など様々な主体により適切に保全された環境の中で産み出される、「豊か」で「きれい」な山梨の水の魅力を国内外に向けてPRしていくことにより、本県の良質な水のブランド力、さらには、山梨という地域そのもののブランド力の向上を目指していきます。

「育水」の推進と水のブランド力向上を図るため、令和6年度は次の事業を行いました。

(1) やまなし「水」ブランドプロモーション事業

やまなし「水」ブランドの認知向上や意識の醸成を促すため、YouTubeやInstagramなどのSNS、イベントなど複数の広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、水の魅

力に触れる体験などを紹介するガイドブックを作成し配布することで、山梨県の豊かで良質な「水」の魅力为全国にPRしました。

また、「育水」を推進するため、環境教育イベントを開催しました。

(2) 森林の水源かん養機能の保全

水源林荒廃防止のためのシカ食害対策に係る調査研究を行いました。

■ 3-2 水環境の保全

1 水辺環境の整備

(1) 河川（治水課）

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されています。

このため、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

(2) 砂防（砂防課）

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないように留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められており、自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用に配慮した砂防事業を推進していきます。

■ 3-3 ふれあいの機会の提供（治水課）

河川は、治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されており、水と親しみ憩いの場となる空間の創出に取り組んでいます。

■ 3-4 水を生かした地域づくり（自然共生推進課）

清らかな水は県民生活や産業、観光を支える基盤です。県では、湧水や河川の保全、名水を生かした観光コンテンツの創出、多様な主体と連携した水環境教育を通じて地域の価値を高める取組を進め、持続可能な水循環社会の構築と地方創生を目指しています。

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

■ 4-1 美しい景観の保全・整備の推進

1 山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（農業技術課）

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が行われています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」（以下、基本方針という）を策定し（平成11年度、19年度及び28年度に改訂）、土づくりの推進や化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。平成28年度の改訂では、令和3年度において2016年慣行レベルに対し化学肥料由来の窒素量と化学合成農薬の使用回数を原則50%低減（ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減）を目標に掲げ、環境保全型農業を推進してきました。

令和4年7月、国において「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、みどりの食料システム法という）」が施行され、それに伴い、本県では「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画という）」を令和5年3月30日に策定しました（「基本方針」は内容が包含されたため廃止）。

「基本計画」では、「やまなし農業基本計画」が目指す施策の方向性を踏まえながら、以下に示す目標指標を掲げ、山梨県における環境と調和した農林水産業の実現を目指します。

目標指標	基準（R3）	目標（R8）
①化学肥料由来の窒素利用	R3実績→10%減	
②化学合成農薬の使用成分回数	R3実績→10%減	
③環境保全型農業直接支払い制度の取組面積	160ha	220ha
④有機農業取組面積	234ha	300ha
⑤やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物認証制度の取組面積	4,852ha	7,300ha

■ 4-2 環境の保全に資する農業の推進

1 環境に配慮した農業の総合的な推進

（1）推進の背景と趣旨（農業技術課）

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、余剰な肥料成分は、地下水・湖沼等の水

質汚濁や富栄養化の一因となる可能性があります。

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」では、「農業の自然循環機能の維持増進」が位置づけられ、これを受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下、持続農業法という）」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定されるなど、農業生産活動に由来する環境負荷の低減を求める動きが強まってきました。

また、令和3年に農林水産省において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取り組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進しています。

このような背景を踏まえ、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた環境に配慮した農業の推進を図るものです。

(2) 旧持続農業法による認定農業者（エコファーマー）の認定（農業技術課）

平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稻などについて農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表しました。県の指針や国の基準に適合する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を作成し、認定された多くの農業者がエコファーマーとして環境保全型農業に取り組んできました。

令和4年、「みどりの食料システム法」の施行に伴い、エコファーマーの認定に係る「持続農業法」が廃止されたものの、同法において、現エコファーマーの認定に係る導入計画は、その認定期限（5年間）まで効力を有するとされました。

(3) 山梨県環境負荷低減事業活動実施計画による認定農業者（みどり認定）の認定（農業技術課）

旧エコファーマー認定制度に代わり、新たに「みどり認定」制度が創設され、本県も「山梨県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領」を令和5年3月に策定しました。旧エコファーマー認定制度における、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に加え、有機農業の取り組みやバイオ炭の農地への施用活動等を認定要件に追加し、引き続き、みどり認定の取得を推進しています。

(4) 環境保全型農業の技術実証（農業技術課）

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、各地域普及センターが主体となってエコ技術実証ほを設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、平成24年度からは環境保全型農業直接支払補助金により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減（特例3割低減）する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（有機農業、草生栽培等）を支援しています。

(5) 有機農業の推進（農業技術課）

本県では、「有機農業の推進に関する法律」を受け策定した「山梨県有機農業推進計画」（令和3年3月改訂）に基づく施策を展開してきました。令和4年度の「基本計画」の策定により、「山梨県有機農業推進計画」はその内容が包含されるため廃止となりましたが、引き続き、「基本計画」において、有機農業の推進に向けた施策を展開しています。

具体的には、有機農業者の技術向上のためのセミナー開催、有機農業を普及するための現地実証ほの設置などを行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で「環境にやさしい農業推進会議」を開催し、検討状況を踏まえながら有機農業を推進しています。

(6) 農業用廃プラスチックの回収と処理（果樹・6次産業振興課）

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。（平成25年4月に公益社団法人に移行）

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発も行っています。

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
回収量	465	503	517	558	531	598	555	508	525	506
処理量	554	508	540	565	596	653	568	549	532	533

(7) 甲斐のこだわり環境農産物の認証（果樹・6次産業振興課）

県内で生産される農産物に対し、県で定めた基準から化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

○令和6年度事業実施内容

- ・ 認証制度のPR
- ・ 認証制度説明（随時）
- ・ 環境農産物認証実績（R5）のとりまとめ 3品目、6件



(8) 荒廃農地の解消（農村振興課、担い手・農地対策課、耕地課）

農地は農業生産の基盤であり、食料の安定供給や地域の景観保全のために、有効活用を図ることが必要です。

県では、荒廃農地の発生防止に向け、市町村、農業委員会等の関係機関と連携し、農地の貸借等に関する情報共有と、農地中間管理機構等が行う農地貸借を推促進するとともに、農業生産基盤の整備を行っています。

また、荒廃農地の解消に向け、農地中間管理機構等が行う荒廃農地の再生や簡易な基盤整備を支援しています。

さらに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地を保全するための地域の共同活動により、荒廃農地の発生抑制に取り組んでいます。

○令和6年の荒廃農地解消面積 115ha

(9) 環境に配慮した農村の整備（農業農村整備事業）（耕地課）

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。農業農村整備は、生産基盤の整備を通じ、農業生産性の向上や農業経営の合理化等を目指すとともに、持続的な農業生産活動を可能とすることにより、自然環境の保全や景観形成など農村地域の持つ多面的機能の向上を図るものであります。農業・農村の持続的な発展と自然や景観等への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持できるように環境との調和に配慮しながら幅広く事業を実施しています。